

議案第 105 号

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例を別紙の
ように制定するものとする。

令和8年9月9日提出

磐田市長 草地 博 昭

磐田市立学校の施設開放に関する条例の一部を改正する条例

磐田市立学校の施設開放に関する条例（平成１７年磐田市条例第９８号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第４条関係）

１ 開放施設の範囲及び開放時間

施設名		開放時間
体育館	全小中学校	午前８時から午後９時まで
運動場	磐田北小学校・磐田中部小学校・磐田西小学校・磐田南小学校・東部小学校・長野小学校・田原小学校・富士見小学校・竜洋東小学校・竜洋西小学校・竜洋北小学校	午前５時から午後７時まで (ただし、９月から３月までの間は午前５時から午後５時まで)
	磐田第一中学校・城山中学校・向陽小中一体校（向陽小学校及び向陽中学校からなる小中一体校（小学校及び中学校が同一の敷地及び校舎に存し、一体となっている型式の学校をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）・神明中学校・南部中学校・竜洋中学校	午前５時から午後９時まで
	福田小学校・豊浜小学校・福田中学校・豊岡南小学校・豊岡北小学校	午前８時から午後７時まで (ただし、９月から３月までの間は午前８時から午後５時まで)
	豊田南小学校・青城小学校・豊田東小学校・ながふじ小中一体校	午前８時から午後９時まで

	(豊田北部小学校及び豊田中学校からなる小中一体校をいう。以下同じ。)・豊田南中学校・豊岡中学校	
武道場	磐田第一中学校・城山中学校・向陽小中一体校・神明中学校・南部中学校・福田中学校・竜洋中学校・ながふじ小中一体校・豊田南中学校・豊岡中学校	午前 8 時から午後 9 時まで
卓球場	福田中学校・竜洋中学校	午前 8 時から午後 9 時まで
テニスコート (クレー)	磐田第一中学校・城山中学校・向陽小中一体校・神明中学校・南部中学校・福田中学校・竜洋中学校・ながふじ小中一体校・豊田南中学校・豊岡中学校	午前 8 時から午後 7 時まで (ただし、9 月から 3 月までの間は午前 8 時から午後 5 時まで)

2 施設使用料

区分		金額
体育館 (1 面当たり)		0 円
運動場		0 円
武道場		1 時間当たり 200 円
卓球場	福田中学校	1 時間当たり 80 円
	竜洋中学校	1 時間当たり 170 円
テニスコート (クレー) (1 面当たり)		1 時間当たり 200 円

備考

- (1) 使用料の徴収は 1 時間を単位とし、使用時間に 1 時間に満たない端数が生じる場合は、これを 1 時間として使用料を徴収するものとする。
- (2) 使用料の計算において 10 円未満の端数が生じた場合は、これを切

り上げるものとする。

3 照明設備使用料

区分	金額
体育館（１面当たり）	１時間当たり １５０円
運動場	１時間当たり ７９０円
武道場	１時間当たり １３０円

備考

使用料の徴収は１時間を単位とし、使用時間に１時間に満たない端数が生じる場合は、これを１時間として使用料を徴収するものとする。

4 空調設備使用料

区分	金額
体育館（１面当たり）	１時間当たり ２３０円
向陽小中一体校体育館（メインアリーナ）（１面当たり）	１時間当たり １，０００円
向陽小中一体校体育館（サブアリーナ）（１面当たり）	１時間当たり ３６０円
ながふじ小中一体校体育館（１面当たり）	１時間当たり １，０００円

備考

- (1) 「体育館（１面当たり）」には、向陽小中一体校及びながふじ小中一体校の体育館は含まないものとする。
- (2) 使用料の徴収は１時間を単位とし、使用時間に１時間に満たない端数が生じる場合は、これを１時間として使用料を徴収するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和９年４月１日から施行する。ただし、第３項の規定は、令和９年２月１日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の磐田市立学校の施設開放に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料について適用する。

（準備行為）

- 3 新条例別表に規定する施設及び設備を使用するために必要な使用許可及び使用料の納付は、施行日前においても、磐田市立学校の施設開放に関する条例第5条及び第10条の規定の例により行うことができる。

磐田市立学校の施設開放に関する条例新旧対照表

現行					改正案		
別表（第４条関係） （ア） 開放施設の範囲、開放時間及び施設使用料（単位：円）					別表（第４条関係） １ 開放施設の範囲及び開放時間		
施設名\開放時間		早朝	午前	午後	夜間	施設名	開放時間
		午前 5 時から 午前 7 時まで	午前 8 時から 正午まで	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時 45 分 から午後 9 時まで	体育館	全小中学校
体 育 館 1 面	全小中学校	＼	0	0	0	運動場	午前 8 時から午後 9 時まで
運 動 場	磐田北小学校・磐田中部小学校・磐田西小学校・磐田南小学校・東部小学校・長野小学校・田原小学校・富士見小学校・竜洋東小学校・竜洋西小学校・竜洋北小学校	0	0	0	＼		午前 5 時から午後 7 時まで （ただし、9 月から 3 月までの間は午前 5 時から午後 5 時まで）
	向陽小学校・磐田第一中学校・城山中学校・向陽中学校・神明中学校・南部中学校・竜洋中学校	0	0	0	0		午前 5 時から午後 9 時まで
	福田小学校・豊浜小学校・福田中学校・豊岡南小学校・豊岡北小学校	＼	0	0	＼		午前 8 時から午後 7 時まで （ただし、9 月から 3 月までの間は午前 8 時から午後 5 時まで）
	豊田北部小学校・豊田南小学校・青城小学校・豊田東小学校・豊田中学	＼	0	0	0		午前 8 時から午後 9 時まで
						福田小学校・豊浜小学校・福田中学校・豊岡南小学校・豊岡北小学校	午前 8 時から午後 7 時まで （ただし、9 月から 3 月までの間は午前 8 時から午後 5 時まで）
						豊田南小学校・青城小学校・豊田東小学校・ながふじ小中一体校（豊田北部小学校及び豊田中学校からなる小中一体校をいう。以下同じ。）・豊田南中学校・豊岡中	午前 8 時から午後 9 時まで

現行					
	校・豊田南中学校・豊岡中学校				
武 道 場	磐田第一中学校・城山中学校・向陽中学校・神明中学校・南部中学校・福田中学校・竜洋中学校・豊田中学校・豊田南中学校・豊岡中学校	＼	790	790	440
卓 球 場	福田中学校	＼	300	300	170
	竜洋中学校	＼	660	660	370
備考					
1 午前、午後及び夜間の区分を通して使用する場合は、各区分の合計額とし、開放時間は、各区分間を含むものとする。					
2 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げる。					

改正案		
	学校	
武道場	磐田第一中学校・城山中学校・向陽小中一体校・神明中学校・南部中学校・福田中学校・竜洋中学校・ながふじ小中一体校・豊田南中学校・豊岡中学校	午前 8 時から午後 9 時まで
卓球場	福田中学校・竜洋中学校	午前 8 時から午後 9 時まで
テニスコート（クレー）	磐田第一中学校・城山中学校・向陽小中一体校・神明中学校・南部中学校・福田中学校・竜洋中学校・ながふじ小中一体校・豊田南中学校・豊岡中学校	午前 8 時から午後 7 時まで （ただし、9 月から 3 月までの間は午前 8 時から午後 5 時まで）

2 施設使用料

区分		金額
体育館（1 面当たり）		0 円
運動場		0 円
武道場		1 時間当たり 200円
卓球場	福田中学校	1 時間当たり 80円
	竜洋中学校	1 時間当たり 170円
テニスコート（クレー）（1 面当たり）		1 時間当たり 200円

備考

(1) 使用料の徴収は1時間を単位とし、使用時間に1時間に満たない端数が生じる場合は、これを1時間として使用料を徴収するものとする。

(2) 使用料の計算において10円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げるものとする。

現行					改正案	
(イ) 照明設備使用料					3 照明設備使用料	
区分		早朝	午前	午後	金額	
		午前 5 時から午前 7 時まで	午前 8 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から 45 分から午後 9 時まで	
体育館（1 面当たり）		＼	570	570	1 時間当たり 150円	
運動場		1,580	3,160	3,160	1 時間当たり 790円	
武道場		＼	520	520	1 時間当たり 130円	
備考						
早朝、午前、午後及び夜間の区分を通じて使用する場合は、各区分の合計額とする。						
(ウ) 空調設備使用料					4 空調設備使用料	
施設名		早朝	午前	午後	金額	
		午前 5 時から午前 7 時まで	午前 8 時から正午まで	午後 1 時から午後 5 時まで	午後 6 時から 45 分から午後 9 時まで	
体育館 1 面当たり	磐田北小学校・磐田中部小学校・磐田西小学校・磐田南小学校・東部小学校・長野小学校・田原小学校・富士見小学校・福田小学校・豊浜小学	＼	900	900	1 時間当たり 230円	
					1 時間当たり 1,000円	
					1 時間当たり 360円	
					1 時間当たり 1,000円	
備考						
(1) 「体育館（1 面当たり）」には、向陽小中一体校及びながふじ小中一体校の体育館は含まないものとする。						
(2) 使用料の徴収は 1 時間を単位とし、使用時間に 1 時間に満たない端数が生じる場合は、これを 1 時間として使用料を徴収するものとする。						

現行						改正案
	校・竜洋東小学					
	校・竜洋西小学					
	校・竜洋北小学					
	校・豊田南小学					
	校・青城小学					
	校・豊田東小学					
	校・豊岡南小学					
	校・豊岡北小学					
	校・磐田第一中					
	学校・城山中					
	校・神明中					
	校・南部中					
	校・福田中					
	校・竜洋中					
	校・豊田南中					
	校・豊岡中学校					
	向陽小学校	／	<u>1,440</u>	<u>1,440</u>	<u>810</u>	
	豊田北部小学	／	<u>3,990</u>	<u>3,990</u>	<u>2,240</u>	
	校・向陽中					
	校・豊田中学校					
備考						
午前、午後及び夜間の区分を通して使用する場合の使用料は、各区分の合計額とする。						